

第 5 1 号 甲州頬落鶏の認証基準

平成 2 5 年 3 月 2 8 日 制定

○ 甲州頬落鶏の認証基準

1 認証項目

- ・ 甲州頬落鶏

2 定義

- ・ レッドコーニッシュと甲州地どりを交配した肉用鶏であって、県農政部作成の「甲州頬落鶏飼育マニュアル」に基づき、山梨県内で飼育した鶏肉をいう。

3 飼育動物

- ・ レッドコーニッシュ（♂）と甲州地どり（♀）を交配した肉用鶏。

4 成鶏の飼育方法等

- ・ 県農政部作成の「甲州頬落鶏飼育マニュアル」に基づき、飼育・管理していること。
- ・ 鶏舎の飼育密度は 2 8 日齢以降、3 . 3 m² 当たり 3 0 羽以下で飼育すること。
- ・ 給与飼料基準に基づき、給餌されていること。
- ・ 飼育日数が概ね 8 4 日前後であること。 など

5 表示方法

- ・ 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「甲州頬落鶏」と表示することができる。
- ・ レッドコーニッシュと甲州地どりを交配した肉用鶏である旨を表示すること。
- ・ 生鮮食品品質表示基準（平成 1 2 年 3 月 3 1 日農林水産省告示第 5 1 4 号）等関係諸法令に基づき表示すること。